

八潮市発注の入札案件に係る最低制限価格の設定方針について

平成28年2月9日 市長決裁

八潮市が発注する建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理及び物品等の入札案件に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び第167条の13の規定に基づく最低制限価格の設定については、以下の方針によることとする。

1. 建設工事の入札の最低制限価格

建設工事の入札については、次の各号に定めるところにより、最低制限価格を設定する。

- (1) 一般競争入札案件については、八潮市建設工事最低制限価格制度実施要領第4条第1号に定める算出方法により最低制限価格を設定する。
- (2) 実施額（税込み）500万円以上の指名競争入札案件については、最低制限価格を設定する。

2. 設計・調査・測量の入札の最低制限価格

設計・調査・測量の入札については、次の各号に定めるところにより、最低制限価格を設定する。

- (1) 一般競争入札案件については、八潮市変動型最低制限価格制度事務取扱試行要領第3条第1号に定める算出方法により最低制限価格を設定する。
- (2) 実施額（税込み）500万円以上の指名競争入札案件については、最低制限価格を設定する。

3. 土木施設維持管理の入札の最低制限価格

土木施設維持管理の一般競争入札案件については、八潮市変動型最低制限価格制度事務取扱試行要領第3条第1号に定める算出方法により最低制限価格を設定する。

4. 物品等の入札の最低制限価格

物品等の入札については、次の各号に定めるところにより、最低制限価格を設定する。

- (1) 一般競争入札案件については、最低制限価格を設定する。

(2) 次に掲げる業務に係る指名競争入札案件については、最低制限価格を設定する。

ア. 清掃業務

イ. 警備業務（機械警備業務を除く。）

ウ. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5. 指名委員会への報告

最低制限価格を設定する入札案件については、八潮市建設工事等請負業者指名委員会規則（昭和52年規則第2号）第4条第1項に規定する八潮市建設工事等請負業者指名委員会の会議において、事務局より当該入札案件に最低制限価格を設定する旨を報告するものとする。

6. 最低制限価格の算出方法

要領の規定によらない場合の最低制限価格については、入札案件の内容、特性等を勘案し、合理的な範囲内で適切に算出するものとする。

なお、要領の規定によらず算出した最低制限価格について、その金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額に1千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとし、その切り捨てた後の金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって、最低制限価格とする。

7. 入札参加者への告知

最低制限価格を設定する入札案件については、入札公告、指名通知等に当該入札に最低制限価格を設定する旨を記載し、入札参加者へ告知する。

8. その他

入札案件の内容、特性等により、最低制限価格の設定、算出方法等について別途判断する必要があると市長が認めるときは、この方針の定めによらず個別に判断するものとする。

9. 適用開始日

(1) この方針は、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札案件を対象として適用する。

(2) 改正後のこの方針は、平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札案件を対象として適用する。

(3) 改正後のこの方針は、令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札案件を対象として適用する。